

芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第11条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時<u>及び利用者又はその家族から求められたときは</u>、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第32条第14号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ (省略) エ <u>第32条第15号</u>に規定する評価の結果の記録 オ <u>第32条第16号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第11条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時<u>又は利用者若しくはその家族から求められたときは</u>、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第32条第13号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ (省略) エ <u>第32条第14号</u>に規定する評価の結果の記録 オ <u>第32条第15号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(1)～(11) (省略)</p> <p><u>(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</u></p> <p><u>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</u></u></p> <p>(14)・(15) (省略)</p> <p><u>(16) 担当職員は、<u>第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない</u></u></p>	<p>(1)～(11) (省略)</p> <p><u>(12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</u></u></p> <p>(13)・(14) (省略)</p> <p><u>(15) 担当職員は、<u>第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない</u></u></p>

改正案	現 行
<p>い。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所等（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(17) (省略)</p> <p>(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(19)～(27) (省略)</p> <p>(28) <u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>い。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、<u>指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）</u>又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(16) (省略)</p> <p>(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(18)～(26) (省略)</p>